平成２３年（フ）第１０７６８号
東京都江東区塩浜１丁目５―30―105
破産者　水野　春美
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４１５号
埼玉県三郷市さつき平２丁目２－２―513
破産者　吉川　礼三
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４５９号
東京都足立区鹿浜７丁目24―16、開始決定時の住所東京都足立区西新井５丁目７―14―104
破産者　前川　英輝
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４９３号
埼玉県越谷市大字下間久里547―７
破産者　内田　勝美
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０８４号
東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目５番４号
破産者　株式会社ランドプラナーセブン
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０８５号
東京都中央区新川１丁目14番９号
破産者　株式会社空快
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４号
東京都杉並区和泉１丁目30番21号
破産者　美虹工芸株式会社
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８２号
東京都千代田区麹町２丁目14番地
破産者　株式会社バイナーグローバルコミュニケーションズ
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６２号
東京都立川市一番町６丁目８－１　立川一番町東55棟301
破産者　高島　順二
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６２８号
東京都杉並区宮前３丁目34番22号
破産者　株式会社アール・エー・ティー・コンピューター
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６２９号
東京都杉並区宮前３丁目34番22号
破産者　株式会社アイ・ティー・ディザイン
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６３０号
東京都八王子市散田町１丁目１－Ｂ―1102
破産者　田中　　收
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７８７号
埼玉県川口市戸塚６丁目８－６―202
破産者　中沢　　宏
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１７３号
東京都北区上十条５丁目43―10
破産者　中村　牧子
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８２４号
東京都板橋区成増５丁目５－３
破産者　若井　政明
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３３５号
東京都練馬区錦１丁目37番６号
破産者　有限会社シーエーコレクション
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３３６号
東京都葛飾区四つ木２丁目19―６リトルウッド・マンション・89　402号
破産者　原　　和子
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４０４号
東京都北区赤羽２丁目49番７号
破産者　有限会社エムケイ
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６４３号
東京都港区赤坂４－６―14―404、商業登記簿上の本店所在地東京都港区赤坂３丁目１番６号
破産者　株式会社コピンヌ
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６４４号
東京都港区赤坂４丁目18―13―1205
破産者　武　　清人
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６６５号
東京都八王子市館町1097番地　館ヶ丘団地２－１―806、商業登記簿上の本店所在地東京都港区東新橋２丁目18番４号　グラディート汐留ロッソ902号
破産者　株式会社ファラリス
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部